

# 評議員及び役員の報酬等に関する支給基準

(目的及び意義)

第1条 この基準は、社会福祉法人横須賀たんぼぼの郷（以下「法人」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員及び役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常時法人を主たる勤務場所として勤務していない役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任給付金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員に対しては、職務の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 評議員 報酬，退任給付金
- (2) 非常勤役員 報酬，退任給付金

(報酬等の額の算出方法)

第4条 評議員に対する報酬額は、定款第8条に規定する各年度の総額を超えない範囲で、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、各年度の総額が、理事については750,000円を超えない範囲で、監事については250,000円を超えない範囲で、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員及び非常勤役員に対する退任給付金は、慶弔規程に基づき、別表第3の基準で支給する

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び非常勤役員に対する報酬等は、評議員会又は理事会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第6条 評議員及び非常勤役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員及び非常勤役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は当該費用の実費を支給する。

(公表)

第7条 法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項が発生した場合は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この基準は平成29年6月9日から施行する。

この基準は平成30年7月1日から施行する。

この基準は令和5年7月1日から施行する。

別表第1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設の為の業務に関する出勤	5,000 円

別表第2（非常勤役員の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設の為の業務に関する出勤	5,000 円

（2）監事

	日 額
監事監査・理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設の為の業務に関する出勤	5,000 円

別表第3（退任給付金）

評議員及び非常勤役員が退任する時は、以下に掲げる在任期間に従い、退任給付金を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、支給しない。退任した評議員等が、期間を置かずに評議員又は役員として職務を変えて就任した場合は、通算の任期を在任期間として支給する。

在任期間	支給額
在任 5 年未満	支給しない
在任 5 年以上 10 年未満	20,000 円
在任 10 年以上	30,000 円